

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|------|--|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 政務活動費収支報告書の提出(郵送代) | | |
| 年月日 | 令和6年4月1日～ | 年月日 | 金額 370円 |

| | |
|----------------------|--|
| 目的 | 政務活動費収支報告書の提出 |
| 使途 | 政務活動費収支報告書の提出のための郵送代 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 政務活動費収支報告書の提出 |
| 《領収書貼付枠》 | <p style="text-align: center;">領収書</p> <p style="text-align: center;">望月 香世子 様</p> <p>[販売] レターパックライト(370円) 370円 1枚 ¥370</p> <hr/> <p>小計 ¥370</p> <hr/> <p>課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0 非課税計 ¥370</p> <hr/> <p>△計 ¥370 お預り金額 ¥570 おつり ¥200</p>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2024年 4月 1日 16:39 発行No. 240401J1193 端N38箱02 連絡先: 清水郵便局 TEL: 0570-023-971</p> |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる ものである | 370円 | 100% | 370円 |

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|-------|--|-------|-------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | コピー機リース料 | | |
| 年 月 日 | 令和6年4月3日～ | 年 月 日 | 金 額 5,500 円 |

| | | | | | | | | |
|--|-----------------------|-----|--------|------------|----------|-----|--------|------------|
| 目 的 | 調査研究等政務活動を行うための資料作成手段 | | | | | | | |
| 使 途 | 4月分リース代 | | | | | | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | _____ | | | | | | | |
| <<領収書貼付枠>> 11,000 円 × 1/2 = 5,500 円 <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">10</td> <td style="width: 20%;">06-04-03</td> <td style="width: 10%;">200</td> <td style="width: 10%;">11,000</td> <td style="width: 40%;">シヤ-フファイナンス</td> </tr> </table> </div> | | | | 10 | 06-04-03 | 200 | 11,000 | シヤ-フファイナンス |
| 10 | 06-04-03 | 200 | 11,000 | シヤ-フファイナンス | | | | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動・後援会活動で 按分するため | 11,000 円 | 1 / 2 | 5,500 円 |
| | | % | |

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 2-8-4-3 |
|------|---------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|------|--|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 来客用ボトルウォーター代 | | |
| 年月日 | 令和6年4月23日～ | 年月日 | 金額 730円 |

| | | | | | | |
|---|----------|-----|----------|-----------|-------|-----------|
| 目的 | _____ | | | | | |
| 使途 | _____ | | | | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | _____ | | | | | |
| <<領収書貼付枠>> 別紙に添付 <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>19</td> <td>06-04-23</td> <td>200</td> <td>1,460</td> <td>SMBC(スズキ)</td> </tr> </table> </div> | | 19 | 06-04-23 | 200 | 1,460 | SMBC(スズキ) |
| 19 | 06-04-23 | 200 | 1,460 | SMBC(スズキ) | | |

| | | | |
|--------------------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動で 按分するため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 1,460円 | 1/2 % | 730円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|------|--|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費 | | |
| 内容 | 事務員雇用 (4月分) | | |
| 年月日 | 令和6年3月19日~令和6年4月19日 | 金額 | 100,000円 |

| | |
|----------------------|----------------|
| 目的 | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途 | 4月分給与 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | _____ |

《領収書貼付枠》

給与支払明細書
令和6年4月分

| 氏名 | 給与 | 手当 | | | 支給額 合計 | 控除 | | | 差引 支給額 | 受領印 |
|--------|---------|-------|----|-----|-----------|----|-------|---------|-----------|--------|
| | | 交通費 | 手当 | 手当計 | | 社保 | 所得税 | 控除 計 | | |
| ██████ | 192,900 | 7,100 | | | 200,000 | 0 | 4,770 | 4,770 | 195,230 | ██████ |

| | | | |
|--------------------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動で 按分するため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 200,000円 | 1/2 % | 100,000円 |

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 2-8-4-7 |
|------|---------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|------|---|-------|-----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費 (資料作成費)・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | コピー料 (3月請求分) | | |
| 年月日 | 令和6年4月30日～ | 年 月 日 | 金額 2,763円 |

| | |
|--|------------------|
| 目的 | 資料等のコピー |
| 使途 | 令和6年3月請求分のコピー料 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 調査活動、県政関連資料などの作成 |
| <<領収書貼付枠>> $(825+4,199) \times 1.1 = 5,526$ $5,526 \times 1/2 = 2,763$ | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動・後援会活動で 按分するため | 5,526円 | 1/2 | 2,763円 |
| | | % | |

領 収 書

№ 400756

望月香也子事務所 殿

6年 4月30日

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|---|---|
| | | | 百 | | 千 | | 円 |
| | | | | 5 | 5 | 2 | 6 |

収 入
印 紙



上記のとおり領収いたしました。

| | |
|-------|---|
| 現 金 | ¥ |
| 小 切 手 | ¥ |
| 手 形 | ¥ |
| | |

OA機器・オフィス用品 各種印刷
株式会社 ヨヨカ
 〒424-0064 静岡県清水区長崎新田377-2
 TEL 054-347-8833 / FAX 054-347-8822
 T4080001017682

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|-------|---|-------------|---------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内 容 | 内外情勢調査会年会費・振込手数料 (令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月分) | | |
| 年 月 日 | 令和 6 年 4 月 | ～令和 7 年 3 月 | 金 額 238,480 円 |

| | |
|--|--|
| 会の趣旨・目的 | 国内外の情勢について、國人の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析及び調査を行うとともに、地域社会と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。 |
| 会の活動内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催 ・国内外の情勢についての情報、資料の収集及び調査 ・前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布 |
| 政務活動・県政との関連性 | 調査活動、県政関連資料などの作成 |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>237,600+880=238,480</p> <p>2/6,000円 × 1. </p> <p>(税)</p> | |
| <p>※添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)</p> | |

| | | | |
|-----------------|-----------|--------|---------------|
| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかるものである | 238,480 円 | 100% | 238,480 円 |

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。

| | | |
|------|---|---|
| 口座番号 | 001203 | 45104 |
| 加入者名 | 一般 内外情勢調査会 社団法人 | |
| 金額 | 千 百 十 万 千 百 十 円 2 3 7 6 0 0 | |
| 振込先 | みずほ銀行 内幸町営業部 | |
| ご依頼人 | おなまえ 普通 1589936 (社)内外情勢調査会 〒424-0806 静岡県静岡市清水区辻1丁目9-3 静岡県議会議員 望月 香世子 様 | |
| 料金 | 880 円 | 日附印  |
| 備考 | | |

(ゆうちょ銀行)

令和6年4月16日

一般社団法人内外情勢調査会入退会規定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会(以下「この法人」という。)の定款第6条および第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会および退会の手続き等について、必要な細則を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員の種別は正会員、一般会員、名誉会員とし、各種別の定義は定款第5条によるものとする。

(入会)

第3条 この法人の正会員および一般会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の入会申込書を会長に対し提出し、その承認を得なければならない。

2 会長は、前項の申込みを受けたときは、当該入会申込者の入会を承認するか否かを、定款で定める会員種別および次に掲げる基準を基に決定する。

(1) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたもの、もしくは現在において未納会費がないものであること。

(2) 成年被後見人または被保佐人でない者であること。

(3) 社会的な信用を失墜させる行為を行っていないこと。

(4) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、前項の決定をしたときは、入会申込者に対し、速やかに決定内容を通知しなければならない。

4 名誉会員については、会長が、定款第5条に基づき、正会員もしくは一般会員又は学識経験者の中から候補者を決定して通知し、候補者本人が承諾することをもって、承認とみなす。

5 会長は、入会申込者の入会を承認したときは、当該入会申込者を、速やかに会員の種別に応じて会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第4条 入会者は、入会后速やかに、一般社団法人内外情勢調査会会費規程に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格)

第5条 会員の資格を有する期間(以下「本資格期間」という。)は、入会月の月初から1年間とし、期間満了の月の末日から1カ月前までに第6条で定める退会届の提出がない場合、本資格期間は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(退会)

第6条 退会しようとする正会員および一般会員は、前条に定める本資格期間の満了をもって退会を希望する場合には、その満了の月の末日の1カ月前までに、又は、前条に定める本資格期間の途中で退会を希望する場合には、その退会希望日の1カ月前までに、会長に対して所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

一般社団法人内外情勢調査会会費規程

平成24年4月1日施行
令和5年6月28日改定
令和6年1月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会(以下「この法人」という。)の定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員および一般会員は、入会する本・支部により設定された次の年会費(税別)を納入しなければならない。

- 年会費 276,000円…東京本部
- 年会費 244,800円…城南、城北、東京北、銀座、東京東、葛飾、新宿
- 年会費 230,400円…札幌、宮城、多摩、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなど、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北おおさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡
- 年会費 216,000円…苫小牧、帯広、釧路、旭川、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、狂内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木県央、湘南、東葛、南房総、東葛北部、成田、熊谷、川口、川越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、松本、諏訪、新潟、長岡、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、浜松、沼津、清水、岳南、中東遠、志太、島田榛原、岐阜、大垣、東濃、津、四日市、松阪、富山、石川、福井、尼崎、姫路、阪神、滋賀、滋賀北、奈良、和歌山、呉、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和島、香川、徳島、高知、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- 年会費 180,000円…西武、さわやか
- 年会費 120,000円…飛騨

(会費の納期)

第3条 正会員および一般会員は、入会時・入会期間更改時の月の末日までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3カ月分(年会費の4分の1)ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

(会費の免除)

第4条 名誉会員の会費は免除することができる。
2 理事会が特別な事情を認めた支部につき、一般会員の会費を減額する場合がある。対象となる会員および会費は、当該支部が別途定め、会長の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

第7章 資産および会計

(財産の種類別)

第44条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持および管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項第1号から第5号の書類および監査報告(以下「計算書類等」という)を定時総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くとともに定款および正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 正会員およびこの法人の債権者は、計算書類等および定款について、正会員は正会員名簿について、この法人の業務時間内はいつでも、それぞれ法令の定めるところにより閲覧等の請求をすることができる。

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 2-8-4-9 |
|------|---------|

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・望月香世子)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 事務所水道代(3月定例分) | | |
| 年月日 | 令和6年4月16日~令和年月日 | 金額 | 1,840円 |

| | | | | | | | | |
|---|-----------------|-----|-------|-----|----------|-----|-------|-----|
| 目的 | 政務活動を行うための事務所維持 | | | | | | | |
| 使途 | 事務所水道代(3月定例分) | | | | | | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | _____ | | | | | | | |
| <<領収書貼付枠>> $3,679 \times 1/2 = 1,840$ | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>13</td> <td>06-04-16</td> <td>200</td> <td>3,679</td> <td>ストウ</td> </tr> </table> | | | | 13 | 06-04-16 | 200 | 3,679 | ストウ |
| 13 | 06-04-16 | 200 | 3,679 | ストウ | | | | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動・後援会活動で 按分するため | 3,679円 | 1/2 | 1,840円 |
| | | % | |